

2022年度 教職課程ガイダンス資料

東京工芸大学教職課程

1. 教職課程とは？

国立・公立・私立を問わず、学校（大学・高等専門学校を除く）の教員になるためには、教育職員免許状を取得しなければなりません。この免許状を取得するためには、所定の単位を修得しなければなりません。そのための課程が“教職課程”と呼ばれるものです。

2. 本学で取得できる教育職員免許状

学科・コース	免許状の種類	免許教科
工学科・機械コース	高等学校一種	工業
工学科・電気電子コース	中学校一種 高等学校一種	数学
工学科・情報コース	高等学校一種	情報
工学科・化学・材料コース	中学校一種 高等学校一種	理科
工学科・建築コース	高等学校一種	工業
デザイン学科	中学校一種 高等学校一種	美術
インタラクティブメディア学科	高等学校一種	情報

3. 教育職員免許状取得の基礎資格及び最低修得単位数

教育職員免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき、次のとおりになっています。

		中学校教諭 一種免許状	高等学校教 諭一種免許 状	中学校・高等 学校教諭専 修免許状
基礎資格（卒業(修了)することによって得られます。）		「学士」の学位 を有すること	「学士」の学位 を有すること	「修士」の学位 を有すること
教育の基礎 的理解に関 する科目等	「教育の基礎的理解に関する科目等」(主として土曜日に厚木キャンパスにて開講)は、全て必修なので、 単位の取りこぼしや履修の登録忘れ などしないように注意してください。	31単位	27単位	—
教科及び教 科の指導法 に関する科 目	免許教科ごとに指定された科目群の中から、選択して修得します。 <u>卒業するための必修科目と免許状取得上の必修科目は異なります。</u> <u>免許状取得上の必修科目は、科目名の前に「○」の付されている科目です。</u> 各教科の指導法は、自分が取得する免許種類、免許教科に対応した科目を選択してください。	36単位	32単位	24単位
介護等体験	中学校教諭一種免許状を取得希望の学生は、介護等体験の実施が必要です(授業科目ではありません)。	—	—	—
教育職員免 許法施行規 則第66条の 6に定める科 目[P.5以降 参照]	教育職員免許法施行規則第66条の6に定められている次の4分野です。科目は <u>学科によって異なります。</u> 「日本国憲法」2単位 「体育」2単位 「外国語コミュニケーション」2単位 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」2単位	8単位	8単位	—
合計		75単位	67単位	24単位

4. 修得単位の取り扱い

1) 修得単位の取り扱い

	卒業要件	CAP制	GPA
工学部 芸術学部	「教育実習事前指導」 「教育実習A」 「教育実習B」 「教職実践演習（中・高）」 以外は算出対象となる。	「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、算出対象にならない。	全ての科目が算出対象となる。

2) 工学部の修得単位について

工学部では、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の修得単位は、「任意選択」の分類として卒業要件に算入されます。（但し「教育実習事前指導」「教育実習A」、「教育実習B」、「教職実践演習（中・高）」を除く）

3) 芸術学部の修得単位について

芸術学部では、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の修得単位は、「その他」の分類として卒業要件に算入されます。（但し「教育実習事前指導」「教育実習A」、「教育実習B」、「教職実践演習（中・高）」を除く）

5. 教育実習へ行くための履修条件

教育実習は、教員の仕事かどのようなものか、学校教育の実際に即して体験学習する機会です。通常、4年次に10～15日間実習校へ通い、本物の高校生や中学生の前で教科指導、生徒指導、各種学校行事に参加し、教員になるための実践的な知識、技能、態度を養い、学校教育を理解することを目的とします。

本学では教育実習へ行くためには、「教育実習A」「教育実習B」を履修する必要があります。これらの科目を履修するためには条件があります。所定の年次までに条件が満たせない場合、本学在学中に教員免許状を取得することがが不可能になります。

「教育実習A」「教育実習B」「教育実習事前指導」「教職実践演習（中・高）」の履修条件

修得すべき年次	授業科目	配当学年	単位数	備考
教育実習実施年度の 前々年度までに ※2年次終了時までに	「教職概論」	1年次	2単位	左記4科目の中から、3科目以上の単位を修得した者のみ、「教育実習(学外実習)」の打診、「教育実習事前指導」の履修ができる。
	「教育原理」	1年次	2単位	
	「発達心理学」	1年次	2単位	
	「教育心理学」	1年次	2単位	
教育実習実施年度の 前年度までに ※3年次終了時までに	「教職概論」	1年次	2単位	左記14科目の単位を修得した者のみ、「教育実習(学外実習)」、「教職実践演習(中・高)」が実施できる。
	「教育原理」	1年次	2単位	
	「発達心理学」	1年次	2単位	
	「教育心理学」	1年次	2単位	
	「教育制度・経営論」	1年次	2単位	
	「教育課程論」	2年次	2単位	
	「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」	3年次	2単位	
	「教育方法・技術論」	1年次	2単位	
	「生徒・進路指導論」	3年次	2単位	
	「教育相談」	1年次	2単位	
「特別支援教育」	3年次	2単位		
各教科の指導法A	2年次	2単位		

	各教科の指導法B	2年次	2単位	
	工学部:日本国憲法	1~4年次	2単位	
	芸術学部:法学(日本国憲法)	1年次	2単位	

6. 介護等体験（中学校一種免許状取得希望者は必須）

中学校教諭の免許状の授与を受けようとするものには、国の法律により、特別支援学校及び社会福祉施設において、7日間の介護等体験を実施することが義務づけられています。

これは、養護学校や盲学校などの特別支援学校、そして、老人ホームや介護施設などの社会福祉施設で、計7日間の体験を行なうものです。

介護等体験（学外実習）を実施するための履修条件については、課程登録後にお知らせいたします。

7. 教職課程の登録方法

履修登録及び教職課程諸費用の納入について

教育職員免許状を取得しようとする者は、まず本学の教職課程に免許状取得希望者として登録しなければなりません。**（2年次以降は、登録できません。）**この登録を行っていないものは、免許状の取得はもちろん、教職に関する科目の履修も認められません。

①教職課程に**仮登録**

教職課程に登録を希望する場合には、下記の「8. 教職課程の仮登録方法」の説明に基づき、コウゲイ.netのQ&A/アンケート機能で仮登録を行ってください。

↓

仮登録期間に登録手続きをおこなっていない学生は、本登録の手続きができません！！

資格課程仮登録期間：4月8日（金）9：00～13日（水）23：59

②授業に出席

↓

教職課程初回授業：4月16日（土） 授業に出席できるのは、仮登録を済ませた学生のみです。

③履修登録

↓

履修登録期間：4月16日（土）9：00～17日（日）23：59

1回目と2回目の履修登録&抽選登録期間は教職課程の科目の履修登録を行うことは出来ません。

④教職課程に**本登録**

↓

実際に授業に出席し、教育職員免許状の取得を目指す学生は、本登録期間に「課程登録費」（20,000円）を納入してください！！

資格課程本登録期間：4月16日（土）9：00～21日（木）17：00【時間厳守！】

※本登録を済ませた学生のみ教職課程科目の受講が可能です。

<教職課程に登録するための費用>

教職課程履修費 (1年次)	20,000円	教職課程 本登録時 に納入。 ※事務局カウンター横に設置されている証明書発行機で納入します。納入書はご自身で大切に保管してください。
------------------	---------	--

※ 一度納入された課程登録費については、返納できませんので注意してください！！

※ 上記以外にも、別途、実習等で諸費用がかかる場合があります。

8. 教職課程の仮登録方法

ガイダンスで配付されたコウゲイ.net. 利用アカウントでコウゲイ.netにログインして頂き、Q&Aアンケートから、アンケート回答を選択し、仮登録を行ってください。

【アンケート回答手順】

- ①コウゲイ.netにログインする
- ②「アンケート回答」をクリック
- ③教職課程仮登録票をクリックし、回答する。

	ホーム メール設定 サイトマップ ログアウト
応用問題	Q&A/アンケート
	就職支援
	QA
	アンケート回答

6. 教職課程の流れ

